

ポイントを使用した場合の取扱い

個人が企業発行ポイントを使用した場合の課税関係を確認します。

1 原則的な取扱い

個人が企業発行ポイントを取得し、そのポイントを使用して商品購入した場合は、通常の商取引における値引きと同様の行為が行われたものと考えられますので、原則として、所得税の課税対象となる経済的利益には該当せず、よって確定申告をする必要はありません。

2 抽選で当選したポイントを使用した場合

ポイント付与の抽選キャンペーンに当選するなどして臨時・偶発的に取得したポイントについては、そのポイントを使用した場合には、その使用したポイント相当額を使用した日の属する年分の一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

3 医療費控除の対象となる医療品購入にポイントを使用した場合

ポイントを使用して医療品購入の決済代金の値引きを受けた場合など、医療費控除の対象となる支出にポイントを使用したことが明らかな場合は、次のいずれかの方法で、所得金額及び所得控除額を計算します。

- ① ポイント使用後の支払金額を基に所得控除額を計算する方法
- ② ポイント使用前の支払金額を基に所得控除額を計算するとともに、ポイント使用相当額を一時所得の総収入金額として算入する方法

4 株式等の購入にポイントを使用した場合

証券会社等においてポイントを使用して株式等を購入した場合、一般的には、その株式等の取得価額（取得費等）はポイント使用前の支払金額（ポイント使用相当額を含めた支払金額）を基に計算するとともに、ポイント使用相当額は一時所得の総収入金額に算入します。

たばこ税、酒税などの個別消費税の取扱い

特定の物品やサービスに課税する個別消費税は、消費税の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額に含まれるものと含まれないものがあります。

1 対価の額に含まれるもの

酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税、石油ガス税などは対価の額に含まれます。これは、これらの個別消費税は、メーカーなどが納税義務者となって負担する税金であり、その販売価額の一部を構成しているためです。

2 対価の額に含まれないもの

入湯税、ゴルフ場利用税、軽油引取税などは、利用者などが納税義務者となっているものですから、その税額に相当する金額を請求書等で相手方に明らかにし、預り金または立替金等の科目で経理するなど明確に区分している場合には対価の額に含まれません。

債務超過の状態にない債務者に対して債権放棄等をした場合（法人税）

Q 債務超過の状態にない債務者に対して債権放棄等をした場合に、寄附金課税を受けない場合がありますか。

A 一般的に、債務超過でない債務者に対して債権放棄等をした場合でも、営業状態や債権放棄等に至った事情等からみて経済合理性を有すると認められる場合には、債権放棄

等による経済的利益の供与の額は、寄附金に該当しないものと見て損金算入が認められます。例えば、実質的に債務超過でない子会社等の再建等の際に、債権放棄等を行う場合として、営業譲渡等による子会社等の整理等の際に、譲受者側等から赤字の圧縮を強く求められている場合などが考えられます。